

平成28年度 尼崎市社会保障審議会 第4回地域福祉専門分科会会議録

1 日時

平成29年3月1日(水)午後3時～午後4時40分

2 場所

尼崎市立小田公民館 多目的ホール

3 出席者

(委員)

荻田委員、寺岡委員、寺坂委員、西委員、前田委員、松原委員、松澤賢治委員、松澤千鶴委員、山口委員(五十音順)

(事務局)

健康福祉局長、福祉部長、福祉課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、福祉課担当者、生活困窮者自立支援担当課長

(尼崎市社会福祉協議会)

事務局長、地域福祉課長、小田支部・地域福祉活動専門員、立花支部・地域福祉活動専門員

4 議事録概要

(事務局)

お待たせいたしました。福祉課長でございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成28年度尼崎市社会保障審議会第4回地域福祉専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入りますまで、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局よりご報告申し上げます。

(事務局)

現在の出席委員は9人であり、尼崎市社会保障審議会規則第4条に定める定足数を満たしております。

また、5人は、ご都合によりご欠席となります。

なお、本日の会議の傍聴人は2人です。以上です。

(事務局)

続きまして、本日出席の市職員ですが、健康福祉局長をはじめ、当審議会に関係の深い所管課職員が出席しております。

各委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局一同起立)

また、尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)からも事務局長をはじめ他3人にご出席いただ

いておりますので、ご紹介申し上げます。

時間の関係で簡単な紹介となりますこと、ご了承ください。

引き続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

(事務局)

事前に配付しております資料の確認を行いたいと思います。

資料1 第2期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について

資料1 - 1 地域福祉活動専門員1年間のあゆみ～目標及び評価指標等について～

資料2 あまがさきし地域福祉計画(素案)に対する市民意見公募手続の結果について

資料3 第3期「あまがさきし地域福祉計画(答申案)」

資料4 第3期「あまがさきし地域福祉計画」(概要版)

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

以上になります。

(事務局)

それでは、議事の進行に移ります。

これより、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、議題に移りたいと思います。

第3期計画の策定に際して、第2期計画を総括しております。そして、第2期計画期間中の毎年度の実績について、この地域福祉専門分科会で報告することとしています。

次第1、第2期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価は、第2期計画期間中の平成28年度の取り組みの最終報告となります。

それでは、次第1の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

(事務局から、資料1に基づいて説明)

(尼崎市社会福祉協議会から、資料1 - 1に基づいて説明)

(会長)

ありがとうございました。

委員の皆様にご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。どうぞお願いいたします。

(委員)

市社協の取り組みについて、地域福祉活動専門員を中心とした動きの中で、居場所づくり等を現実に立ち上げるところで大変苦慮している団体もあると自覚しています。そういった場所の設定について、市社協として具体的な補助活動やあっせん活動はどの程度されているのかお聞きしたいと思います。

(市社協)

市社協よりご説明いたします。

場所づくりについて、やはり、立ち上げ時に大変ご苦労されているということです。市社協も一緒にやっている中で大変苦慮しています。

実際にハード面の問題も多くありますが、商店街の空き店舗があるという情報をいただいたり、医療

機関からは休診時間帯を利用してはどうかというような情報提供をいただいております。また、個人宅をお貸しいただけるような情報をいただく場合もあります。

補助制度につきましては、いわゆる「ふれあいサロン」の部分で運営補助があり活用していますが、場所を借りる場合の補助制度というものは残念ながら持ち合わせていませんので、ご理解いただきたいと思えます。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

先ほどの質問に関連して、資料1の8ページ「重点的な取組～小地域福祉活動の基盤の充実～」について、お聞きします。

市民による点検項目で、アンケート調査の回答項目に「活動のための場所がない」とあります。

先ほど、市社協から民間のお立場での取り組みをご説明いただきましたが、公的なお立場でこのような場所をもう少し準備できないでしょうか。

具体的には、地域にある福祉会館や公民館などの様々な施設が想定されますが、いかがですか。

(事務局)

地域にある福祉会館になりますと、施設管理者とどのように調整していくかということになります。

また、先ほどは、子どもを中心としたお話でしたが、それが例えば高齢者を中心とした支援になれば、「ふれあいサロン」というような形で地域の会館を活用するなどし、場所を確保することは可能だと思えます。

ただし、居場所づくりということでは、最近はこちらかという食を中心とした場所の確保が中心となっているため、そこに視点を当てた支援ですと公民館の活用は難しいと考えます。

しかしながら、趣味などの集まりで広がっていく中で、公民館の活用ということはあると考えます。

今後、地区会館の建て替えも予定していますので、その中で公的な施設の活用方法についても庁内では検討していきます。

また、事業所や民間機関などにおいて、事業の空き時間の有効活用等もお願いしていく必要があると思えます。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

二点あります。

まず一点目は、資料1 - 1の6ページ「民生児童委員との関わり」についてです。

ここでは、地区民生児童委員協議会の理事会等の会議に参加する等のご説明でしたが、まだまだ十分ではない地域もあると私は感じています。これからも、どんどん関わりを強めていただきたいと思えます。

二点目は、地域福祉活動専門員が地域に溶け込んで活動していくためには、非常に長い年月が必要だと思えます。通常の市社協の転勤のサイクルでは、おそらく十分な活動ができないと思えますので、その辺の取り扱いについて配慮し、地域に十分に溶け込んでいけるような体制が必要だと思えます。

(会長)

ありがとうございます。

今後、市社協でご活躍される際に、理事としてご発信いただけると助かります。

(委員)

委員は市社協としてご発言されたのだと思いますが、地域福祉活動専門員と民生児童委員との関わりがまだ不十分だということでした。

民生児童委員には、独自の活動もあります。委員ご本人も民生児童委員をされていたご経験もあり、ご理解いただいているかと思いますが、今、地域福祉の関係で、自分たちの活動範囲を広げて市社協との関わりを持ってきています。そういう実態を現実にはわかっていないのが上層部の考え方だと思います。

子ども食堂のことについても、私自身、実際に福祉の方に聞いてみると、貸してくれる空き店舗や高齢者施設があるはずで、と言われます。

立ち上がりを目前に、詳細に突っ込んで聞いてみると、空き店舗があっても無償で貸してくれるところはありません。光熱費などもかかりますし、立ち上げる時、すでに維持経費がかかります。

ボランティアの活動を志すものに対して、そこまで負担を強いてでもやりたいと思われるのでしょうか。

(会長)

しかしながら、開催頻度が少ない場合、これから空き家や空き店舗がどんどん増えていきますので、そういう資源の活用を考えていく必要はあると思います。

公営住宅の一角なども可能性として考えられますし、月1回や週1回であれば、いくつかの団体が共同して利用するという方法もあると思います。

皆さんがおっしゃっているとおり、特に立ち上げ時が大変とのことですので、その時にどれだけのエネルギーを投入、結集できるかという課題が見えてきたと思います。

他にご意見ありませんか。

(委員)

資料1 - 1の20ページ、地域活動に関する相談内容のうち「学校関係、PTAから」の一点目です。

文末に「今後は福祉学習を進めていく予定である」と記載されています。具体的なイメージがあれば教えてください。

(市社協)

市社協よりご説明いたします。こちらは小田地区の事例になります。

こちらは、杭瀬小学校区に学習センター運営委員会があり、土曜学習会として図書開放の企画からスタートしています。先ほど資料1 - 1の報告の中でも少しお話ししましたが、視力障がいのある学生さんがいらっやあって、子どもたちにも点字などを含めて障がいについて知ってもらえる場が出来れば嬉しいということで、自らがボランティアを名乗り出ていただきました。それを受けて、そのボランティアと学習センター運営委員会の皆さんをお繋ぎさせていただきました。

先日、PTAのOBの皆さんが開催されるイベントで、小学校で餅つきをするイベントがありました。こういう言い方をすると少し語弊があるかも知れませんが、正式名称(杭瀬小学校での「交流フェスティバル」)は別にあります。その際に、土曜学習会も同日開催し、視力障がいのあるボランティアにも参画い

ただき、図書開放と併せて短い時間でしたが点字体験教室も開催しました。

イベントに参加していた子どもたちの人数は少なかったのですが、こういう普段の中の接点づくりから少しずつ始めて、地域の中に様々な方がいらっしゃるということを知っていただける機会になればいいなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次第2、第3期「あまがさきし地域福祉計画(答申案)」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局から、資料2、資料3、資料4に基づいて説明)

(尼崎市社会福祉協議会から、地域福祉推進計画の説明)

(会長)

ありがとうございました。

私たちは、第3期の「あまがさきし地域福祉計画」について議論していますが、これと非常に密接な関係にあるのが、今ご説明いただいた市社協が作っておられる「地域福祉推進計画」になります。

本来ならば、明日の尼崎市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会での報告を経てからになりますが、市の地域福祉専門分科会は本日が一つの区切りになりますので、このような形で市社協よりご提示いただいた方がいいとの判断に達し、調整いただきました。

また、「あまがさきし地域福祉計画」と重要な関連があります、「尼崎市自治のまちづくり条例」に基づく施策をこれからどのように連携していくか。これは、必須の課題になります。

以前、この社会保障審議会では、子どもの支援に関して別組織(現在の「子ども・子育て審議会」)で進めていくということになりました。しかしながら、最近の厚生労働省の動向を見ていると、やはり総合的な福祉として取り組むこと、子どもや高齢者、あるいは一般住民でも共通する目的として進めていくべきことを、この二月の始めに提示しています。今後、また大きな展開が見られるかも知れませんが、当面は、この地域福祉計画で介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)も含め、介護予防のことも進めていく形になると思います。

先ほど、事務局よりご説明がありました。議論は当分科会でも行っており、なお且つ、パブリックコメントがありましたらそれに伴って修正するという事で予定していましたが、今回はご意見がなかったということです。

今回お配りしています、第3期「あまがさきし地域福祉計画(答申案)」の形で、委員の皆様ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。

来週、尼崎市長に答申する予定としております。

せっかく、市社協からも資料提示等をいただきましたので、ご意見・ご質問がありましたら、よろしくお願いいいたします。

(委員)

基本目標2 - の取り組み項目 「ささえあい地域活動センター「むすぶ」の設置・推進」について、お聞きします。

先ほど、具体的には、支部ボランティアセンターとおっしゃっていました。今は、社協本部で集中して運営されていますが、人員体制的として専門要員が配置される形でしょうか。それとも、現在の社協支部の体制の中で専門スキルを身につけていただいで運営する形でしょうか。

また、個別のご説明はありませんでしたが、基本目標4 - 「事業継続計画(BCP)の策定」についてです。

いわゆるプロパー(正職員)の体制としての社協の運営と社協支部の体制、その事業継続といった時に、どれくらいの範囲まで関わってくるのでしょうか。

私も含め、委員の皆さんの中にも社会福祉連絡協議会の会長が何人かいらっしゃって支部の一員です。地域で災害が起こった時には、当然、地域の避難所等で動くことが最優先になってくると思います。これから策定していくことになると思いますが、現段階のお考えで結構ですので、想定をお聞かせください。

(市社協)

市社協よりご説明いたします。

まず、一点目の支部ボランティアセンターを、ささえあい地域活動センター「むすぶ」としていく部分の体制です。現状の、支部事務局長、支部職員2人、地域福祉活動専門員2人からなる5人体制で充実させていきたいと考えています。

その活動の中身について、従来も支部ボランティアセンターとして進めていましたが、どうしてもボランティア保険の受付窓口の性格が非常に強く出ていました。今後は、本来、取り組むべき地域活動の担い手の養成・育成にも視点を置いた活動を進めていきたいと考えています。

今までは、社会福祉連絡協議会や単位福祉協会を中心に進めていますが、そのほかにもNPOやPTA、子育てネットワークなど様々な主体がありますので、そういう団体・組織の育成も進めていきたいと考えています。

次に、二点目の、事業継続計画の策定について、お答えします。

市社協でもはじめてこれを取り上げることにしました。現在は、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を実際に行っています。生活協同組合コープこうべ、市と協定を交わしており、連携しながら、猪名寺にあるコープこうべ協同購入センター尼崎で訓練を実施しています。

実際に、災害が起こった時、市社協の事業や事務を取捨選択していかなくては、仕事が出来ないと考えています。例えば、すぐに取り組まなければならない仕事、中長期にわたって取り組む仕事などに分けなければなりませんので、そういう視点に立っているところです。

いずれにせよ支部の皆様にもご理解ご協力をいただかなければなりませんので、これから研究していきたいと思います。

(会長)

行政の事業継続計画はできているのでしょうか。

また、委員にも、兵庫県下の各社会福祉協議会で事業継続計画を策定されている地域があるかお聞きしたいと思います。

(事務局)

行政では、一時期、検討作業に着手しかけていましたが、その前にまずは市民向けの災害対策を優先すべきだという方針で進めているところですので、行政事務の事業継続計画はまだ明確にはなっていない段階です。

(会長)

行政も事業継続計画を立てて、広域をどのように活用していくか示していく必要があると思います。また、阪神・淡路大震災の経験だけでは不十分で、火災と津波の両方を想定する必要があると思います。

次は、委員に、兵庫県下の各市町社会福祉協議会の動きをお聞きます。

(委員)

持っている情報が少し古くて、三年ほど前の情報になりますが、いわゆる災害関連の事業継続計画を掲げているのは、兵庫県下では、宍粟市の1箇所だけです。

また、事業継続計画とはうたっていませんが、災害時ボランティアセンターのみならず、介護保険事業、障害事業について、災害時にどのような対応をとるかを盛り込んだマニュアルを作成している地域は、兵庫県内にもいくつかあります。

(会長)

ありがとうございます。

どうぞ参考にしてください。

他にご意見は、ありませんか。

(委員)

質問というよりも感想になります。

一つ目は、資料4の6ページに基本目標と細かい施策展開を載せています。

市も市社協も見える化というか、わかりやすさを出していると思います。本日、市社協が提示された「地域福祉推進計画の体系図」を見ていただいても、かなり綿密に連携しながら整理されたように思います。基本目標と章目標をうまく作られたように感じました。

二つ目は、第2期計画と大きく違う点は、効果測定を考慮して、最初から評価項目も盛り込まれている点です。非常に評価がしやすいと思います。今までは、漠然とした評価が多かったのですが、市も市社協も自分たちでハードルを上げて、最初から特定の内容に焦点を当てているという部分に、絶妙な連携と結びつきを感じます。

そして、三つ目は、制度の枠組みの大改革の時期にきています。介護保険をはじめ社会資源や担い手、また、計画策定部会ではかなり議論してきた障害者差別解消法・合理的配慮、児童を含む生活困窮者や自立支援などいわゆる生活保護ではない相対的貧困をどのようにしていくか。

両輪と言いますか、非常に歯車の噛み合った計画を出していただいたのではないかと思います。

次のステージとして、今までにないようなネットワークができてくるのではないかと思います。非常に大きな期待を抱かせる議論だったなと感じています。

(会長)

ありがとうございます。

他にご意見等ありませんか。

(委員)

この計画策定の検討を始めた時から気にかけていたことですが、やはり関係を深くする、関わりを増やすということは、今、時間がある、いわゆる高齢者くらいではないかと思います。

家庭を持つお母さんたちの中にはお勤めされている方も非常に多く、後継者を育てるということはなかなかうまくいきません。

今は、経済的状況もありますし、特に、若い世代の人たちは集まらないという状況があります。

そういう状況で、商店街や地域の中でがんばって働いている方、住民ではなくそういう方々をどのように巻き込んでいくのが課題になってくると思いますが、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

(会長)

それについては、私もこの地域福祉専門分科会や計画策定部会の中でも申し上げました。

やはり、地域福祉の担い手、なおかつ、受益者は、住んでいる市民だけではないと思います。特に、在学、在勤されている方々も多く、昼間は尼崎市民という方々がたくさんいらっしゃいます。そして、事業者もいらっしゃいます。そういう方も尼崎市民として関わってもらおうということが、「尼崎市民の福祉に関する条例」の考え方です。

そういう意味で、その特徴を活かして、必ずしも住んでいる人だけではなく、通っている学生、働いている人たちも含めた人材で、昼間の尼崎市民として捉えてもらって、特に、防災などを考える上では、不可欠になってきます。

そういう面で、運用部分の発掘も含めて考えていただきたいという意見を発信させていただきましたが、委員のご指摘のとおりだと思います。

各都市や地域でも大変悩んでいるところだと思います。

そのように考えると、従来の仕事を今後は誰が担ってくれるのかという発想では、誰も担ってくれません。では、従来の仕事は、本当に必要なかどうか。特に役所などが下ろしてくる仕事は、担い手がいないため、複数の仕事を一人で担って下さっている方が中心になって下さっています。そういう状況は、これからの時代は難しいと思います。団塊世代をはじめとして、必ずしも住んでいる地域に拘らず活動している人たち、NPOなども含めてネットワークの展開・策定をしていくなど、この地域福祉計画を实のあるものにしていくためには、必要だと思います。

最後に副会長からもご意見をお願いします。

(委員)

全体的には、特に申し上げることはありません。

しかしながら、国の動向と関係する部分で、事務局にお願いしたいと思います。

介護保険法の一部改正に関連して、二つのキーワード「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」があり、そのうち「地域包括ケアシステムの深化・推進」には、さらに三つの要点があります。

その要点の三つ目に「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」を掲げています。

法律としては、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法と関係があるとしており、そ

の解説には「地域福祉計画の策定の努力義務化」という項目が盛り込まれています。今までは、地域福祉計画は任意の計画でしたが、努力義務化ということは、行政に作りなさいと言うのと実質上は同じことだと聞いています。

尼崎市の場合は、すでに地域福祉計画が策定できていますので、まずは大丈夫ということになります。しかしながら、ここでは地域包括ケアといっているにも関わらず、全国にはまだ地域福祉計画を策定していない地域もあるため、それでは駄目だということを言っています。

また、計画の策定を済ませていて、それを実際に運用する時に、その内容をどう推し進めていくかが、より一層必要だという意味も含まれています。

そして、地域共生社会の実現に向けた取組の推進には、「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備として、「地域福祉計画の充実」という項目が盛り込まれています。

皆さんがよく口にするのは、「我が事」「丸ごと」ですが、ここで記されている内容では、地域福祉計画は「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける」という解説があります。

今回、尼崎市が策定する第3期「あまがさきし地域福祉計画」は、資料3の3ページに「計画の位置づけと期間」が掲載されています。ここに載せている図は、今ご説明したような内容と似かよっていますが、上位計画とした時には、少しニュアンスが変わってくると思います。

これを強調する理由は、私自身が当面の課題としている中に介護保険事業計画の改定というものがあり、それに深く関わっていく予定があります。

ご存知のとおり、現在の介護保険事業計画が最終年を迎える来年度(平成29年度)には、総合事業が訪れます。その本格実施を、平成29年度には作り、平成30年度から開始しなければなりません、そのキーワードに「地域福祉」をかなり盛り込んでいかなければなりません。その内容をどのように作っていくかと非常に深い関係にあるからです。

その際には、すでに地域福祉計画というバイブルがあるので、それを使えばいいのではないかという意見もあると思います。

しかしながら、全体の計画の中でも地域福祉計画が上位計画であるということをはっきりさせた上で、その地域福祉計画に沿って障害、児童、高齢者それぞれの分野の計画を同時に進捗、あるいは策定させていくという発想に立つと、資料3の3ページに記載している内容では、若干、不十分な点が出てきたと思います。

ただし、国の法改正はまだ実施されていないので、現時点でそのことを盛り込めるのかどうか、悩ましいところだと思います。

しかしながら、お願いの一つ目です。

第3期「あまがさきし地域福祉計画」のどこかに、ひと言、ふた言で結構です。先のような体制の整備があるため、上位計画として位置づけ、行政の福祉関係の計画の中では地域福祉計画を基本に据えながらこれからの計画づくりや事業・政策の推進を行うという内容を盛り込んでいただくと、非常に良いなと思いました。

今、申し上げた内容は、市社協の地域福祉推進計画の中でも検討しています。

それから、法律上は必要ないかも知れませんが、お願いの二つ目です。

この地域福祉計画は、この先5年間の計画ですが、2年ほど経過した時点で見直し、追加をするという

ことです。

国の方針として、具体的に先ほどご説明したような内容を進めるということになり、それを受けて、その上位計画として地域福祉計画を位置づける、その要素を盛り込む、という環境がいずれ必要になるかも知れません。

これは、地域福祉計画の中に何かを書き込むわけではありませんが、そういう考えに立って、この計画の進捗管理と点検をしていく必要があるということをお願いしたいと思います。

また、最後になりましたが、これは蛇足です。

資料3の88ページから89ページにかけて、「地域福祉の推進に関する各制度等の状況」では国の各制度と市の取り組み情報が記載されています。ここに記載されている法・制度の順序はどのように決めたのでしょうか。制定された順番でも五十音順でもないようです。

私の持てる知識では、機関法対分野別法あるいはその他という形で分類すべきだと思います。もし可能であれば、時間の許す限り整理されてはどうでしょうか。このままでよければ、そのように対応していただければ結構です。

前半に申し上げた部分で、ご検討をお願いいたします。

(会長)

委員からのご意見は最もだと思います。

国の提示が直前でしたので、多くを盛り込むことは出来ませんが、国の新しい動向を踏まえて推進していくことを、1行でも2行でも結構ですから、文言を追加していただきたいと思います。

地域福祉の推進に関する各制度等の状況についてのご指摘は、事務局から何かご説明はありますか。

(事務局)

特に意図して順番にこだわったわけではありませんので、ご指摘のとおり整理して、並び替えたいと思います。

(事務局)

89ページに「(参考)地域共生社会の実現に向けて」というところで、「我が事」「丸ごと」といったことの体制の検討状況にも注視しながら、必要に応じて計画の見直しを行う旨の記載をしています。そのあたりで、書き加える内容があれば整理させていただきたいと思います。当然この中で、先ほどご指摘いただいたような中間的な見直し等もしていかなければならないと考えています。

(会長)

国が新しい情報をどんどん出してきた時には、当然対応が必要になることですし、今後は地域福祉にもかなりの予算を投入してくれるかも知れないという期待はあります。

いずれにせよ、この尼崎市社会保障審議会に様々な専門分科会や部会を設置しましたが、全てを包み込む専門分科会としてこの地域福祉専門分科会を設置していますし、地域共生あるいは地域福祉として、今、国が言っているような内容を進めるのが、この地域福祉専門分科会です。ですから、尼崎市にはすでにその仕組みを作っていますので、この地域福祉専門分科会で地域福祉計画の見直しや進捗管理が出来ますので、委員からのご指摘のとおりの見直しもできると考えています。

ただし、子育て支援の分野については、外だしとなっています。どのような形で総合的な福祉計画の

中に入れ込むか。国はそこも含めた地域福祉計画であることを言っていますので、社会保障審議会の組織のあり方や、合同の会議などの形で、尼崎市長にもお話していきたいと思います。

以上を持ちまして、皆様のご協力を持ちまして、第1議案、第2議案ともにご了承いただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、先ほどの一部加筆あるいは修正について、私にお任せいただく形によろしいでしょうか。

(異議なし)

では、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

先ほど、会長から少しお話がありましたが、修正内容等について会長と調整させていただき、反映したいと思います。

その後、3月9日(木)を予定していますが、会長から尼崎市長に第3期「あまがさきし地域福祉計画」の答申をいただきたいと考えています。

それから、庁内の手続きを踏みまして、3月中に計画を策定いたしまして、本編と概要版の製本、印刷を行い、皆様にもお配りさせていただきたいと思います。

以上です。

(会長)

それでは、これで審議は全て終了しましたので、事務局を代表して健康福祉局長からご挨拶をいただきたいと思います。

(事務局)

この地域福祉専門分科会も、今年度は本日で最後になりますので、お礼を申し上げたいと思います。

会長をはじめ委員の皆様には、昨年3月に尼崎市長より諮問させていただき、この地域福祉専門分科会は4回、計画策定部会は8回という非常に高頻度に会議を開いていただき、熱心にご議論いただいたように思います。改めて御礼を申し上げます。

改めて、この第3期「あまがさきし地域福祉計画」は、前回ご説明させていただきましたが、やはり、第2期までの計画に加えて事例も多く盛り込み、幅広い計画になっています。

第3回地域福祉専門分科会でも、福祉計画という枠組みを超えて、まちづくり計画に匹敵するようなものになってきつつあるというご意見もいただきました。そういう意味でも、非常に新しい、斬新な計画にさせていただいたかと思えます。

この地域福祉計画に関して、今、行政内部の動向をご紹介したいと思います。

ご承知のとおり、昨年(平成28年)に市政100周年を迎えまして、「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定いたしました。これからも、この条例の理念に基づいて、次の100年に向けて自治のまちづくりを進めてまいります。

その中で、平成31年度を目処に、地域振興体制や地区施設の機能再構築、職員に対する予算執行のあり方など含め、非常に大きな改革を予定しています。

それに先駆けて、平成29年度からこの地域福祉計画が進行しますので、その成果が次の平成31年

度の改革にも繋がっていくことと考えています。

この計画は作って終わりではありませんので、いかに実効性のあるものにしていくかが、私たちのこれからの大きな課題だと感じています。

計画策定に係る会議はこれで終わりますが、委員の皆様方におかれましては、地域の中で地域福祉計画が実践されるように、引き続き、ご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(会長)

それでは、これもちまして第4回地域福祉専門分科会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会)

以 上